

質疑及び回答

令和 7 年 6 月 10 日付け 7 清工第 43 号で公告した高知市清掃工場電力需給に係る一般競争見積の質疑について次のとおり回答します

番号	質疑	回答
1	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。	現在の供給者はエフビットコミュニケーションズ株式会社となります。最終保証契約ではありません。
2	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替することはあります。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	初めての切替ではありません。自動検針機能付きの電力量計が設置されています。
3	仕様書 6 (3) に検針日は毎月 1 日と記載がありますが、現在の計量日（電力使用量起算日）を教えてください。	現在の検針日（計量日）は毎月 1 日となっています。
4	現供給の計量日が毎月 1 日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1 日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	構いません。
5	計量日はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承くださいませ。（例：使用期間が 3/1～3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00）	構いません。
6	蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませ。	構いません。
7	弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、基本料金単価を半額算定としてもよろしいでしょうか。＜計算式＞ 基本料金（未使用月）＝契約電力（kW）×基本料金単価（円）×0.5	使用電力量が 0 kW の月の基本料金の金額は、仕様書に定める方法での算定と同額になるのであれば、ご提示の算定式でも構いません。ただし、見積書及び契約書には基本料金単価 2 の金額を記載していただきます。なお、基本料金単価 2 の金額は、ご提示の計算式と結果が異ならないように設定してください。

8	仕様書7において、お客様の都合による改造等にかかる経費につきましては、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	構いません。
9	入札金額は、税込金額の認識でよろしいでしょうか。	構いません。
10	契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	最大需給電力が本線契約電力を超えた場合、発注者と受注者の協議のうえ契約電力を変更することとします。また、超過料金の算定については、仕様書12の算定方法によることとします。
11	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	電気料金の算定方法は、仕様書に記載している算定方法と結果が同じであれば問題ありません。

12	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	電気料金を分担して支払うことはありません。
13	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇、〇〇円）を固定するお願いではありません。	仕様書 10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとしします。
14	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	仕様書 10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとしします。また、原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第 18 条に規定する場合を除きます。
15	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第 18 条に規定する場合を除きます。
16	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	協議に応じます。

17	入札書に記載する日付に指定はございますか。	見積書に記載する日付は、見積書発送日に記載してください。
18	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	構いません。なお、供給停止する施設の予定はありません。
19	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	契約の解除の理由によっては、相当する料金の請求は可能です。
20	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	契約に係る工事等の予定はありません。発生した場合は協議します。
21	仕様書14に関して、弊社では使用電力量等のデータ提供は、Web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。	構いません。
22	自家発補給電力のご契約のある施設はございますか。	該当する契約及び施設はありません。
23	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	構いません。

24	契約書10条（損害賠償）の記載について、弊社は、送配電業務を担う四国電力送配電株式会社の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につきましては、賠償責任を負うことはできませんが、ご了承いただけますでしょうか。	構いません。
25	旧一般電気事業者（四国電力株式会社）の電力量料金単価は、現在「ピーク、夏季昼間、その他季昼間、夜間」の別なく「夏季・その他季」の設定となっており、弊社においても同様に「夏季・その他季」の設定となります。見積書について、季節時間帯別の様式をいただいておりますが、上記単価設定に対応した様式をご提供いただけますでしょうか。ご提供いただけない場合、任意で作成してもよろしいでしょうか。弊社落札した場合、契約書の電力量料金単価は「夏季・その他季」となりますがご了承いただけますか。	見積書は、様式第6号を用いて作成されたものとしてください。また、電力売買契約書(案)第4条に定められた各種単価の構成を変えることはできません。一方で、例えば、ピーク単価、夏季昼間単価及び夏季夜間単価を 20.00 円/kWh、その他季昼間単価及びその他季夜間単価を 18.00 円/kWh として見積もるなど各種単価に対する見積単価の設定次第では、使用電力量料金を算定する際に使用電力量に乘じる数値が時間帯によらず季節（夏季かその他季であるか）のみで変化する契約とすることが可能です。なお、請求書は「夏季・その他季」としていただいても問題ありません。
26	仕様書3(2)(4)(6)の単価の単位ですが、小数点第2位までとなりますので、ご了承いただけますか。	各種単価は公告別紙6(3)のとおり、少数第2位までの値であれば構いません。
27	見積書の提出はメールでも可能とのことですが、原本は後日郵送が必要でしょうか。	メールで提出いただいた場合、原本の郵送は不要です。
28	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	公開方法は、本市の Web ページに見積結果が記載された電子ファイルを掲載することによります。公開範囲は、有資格者の名称、有資格者が提出した無効でない見積書に記載された見積金額（各種単価）及び支出見込総額です。公開予定時期は、契約締結後となります。
29	施設の現在の電力供給契約者及び現在の計量日を教えてください。	現在の供給者はエフビットコミュニケーションズ株式会社となります。現在の検針日（計量日）は毎月1日となっています。

30	施設について、自動検針装置はついていますか。	自動検針機能付きの電力量計が設置されています。
31	自動検針装置の設置がない施設につきまして、設置予定はございますか。	
32	設置予定がある場合、事前協議等はすでに完了しておりますでしょうか。	
33	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kW)。使用予定期間を教えてください。	該当する契約及び施設はありません。
34	入札書に記載する日付は作成日でしょうか。	見積書に記載する日付は、見積書発送日に記載してください。
35	入札額の算定時の力率については、力率 100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮するため)	見積書に記載している力率で算定してください。なお、力率は、電気を使用する月は 98%, それ以外の月は 85%としています。
36	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	公告のとおり、税込金額で記入してください。
37	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	端数処理については、仕様書のとおりです。なお、様式第 6 号の見積書に各種単価を入力すると、仕様書の算定方法に基づき自動計算されます。
38	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	Web 上から請求書をダウンロードし支払い処理をすることは可能です。ただし請求書には、契約書に押印した印と同じ印の押印が必要です(電子印でもかまいません。)
39	お客さまには、お客さま専用 Web ページにて請求書をご確認いただくこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)	構いません。
40	ダウンロード可能な請求書へは、請求担当者等の記載は対応しております。ご了承いただけますでしょうか。	構いません。ただし請求書には、契約書に押印した印と同じ印の押印が必要です(電子印でもかまいません。)
41	発行される請求書につきましては、すべて【税込】単価の記載となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	構いません。

42	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますが、ご了承くださいいただけますでしょうか。	構いません。
43	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌 15 日前後となります。（長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます）ご承諾いただけますでしょうか。	電子請求書に対応します。
44	請求書の支払い期限は請求書受理後 30 日以内に振込みとなります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	構いません。
45	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することができません。ご了承くださいいただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	構いません。
46	毎月の請求書は各施設を 1 枚にまとめた一括の請求書又は各施設につき 1 枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ありませんでしょうか。	構いません。
47	複数施設のうち指定の施設のみを 1 枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承くださいいただけますでしょうか。	構いません。
48	弊社の請求書は、原則確定版請求書を翌月 7 営業日夕方より順次掲載いたします。ご了承くださいいただけますでしょうか。	構いません。
49	燃料調整単価について、弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承くださいいただけますでしょうか。	仕様書 10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとします。また、原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第 18 条に規定する場合を除きます。

50	発行される請求書につきまして、「燃料調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	構いません。ただし、仕様書 10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとします。
51	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」ことにより、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書（案）第 18 条に規定する場合は協議に応じます。
52	契約開始時又は供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW 以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社から合わせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約期間満了までの間に契約電力を変更する予定はありません。契約電力が変更となる場合は協議します。
53	契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申請が一般送配電業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。	協議のうえで契約の可否及び内容を決定することとします。
54	契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近 1 年間の最大需要電力の実績をご教示願います。例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024 年 1 月 〇〇kW	仕様書別紙に直近の過去 3 か年度において本市が受給場所で電気を調達したときの契約電力、力率、最大需要電力及び使用した電力の量を記載していますのでご確認お願いいたします。

55	上記質問に記載させていただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書に記載の契約電力で契約となります。
56	電気利用者の利益保護や観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにて提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応します。
57	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない場合、落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	30分値データを保有しています。
58	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますが、こちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	
59	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	申請書類3の業務履行実績調書の提出は必須です。
60	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示おねがいいたします。	申請書類3の業務履行実績調書で構いません。
61	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。	令和7年7月10日の申請書類提出期限までにご提出をお願いします。
62	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	そのような予定はありません。
63	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	そのような予定はありません。

64	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申請に関しましては、工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	構いません。
65	開札結果について、公開方法・範囲を教えてください。あるいは、開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡はかのでしょうか。	公開方法は、本市の Web ページに見積結果が記載された電子ファイルを掲載することによります。公開範囲は、有資格者の名称、有資格者が提出した無効でない見積書に記載された見積金額（各種単価）及び支出見込総額です。公開予定時期は、契約締結後となります。なお、公開後当該見積に参加いただいた方へは電話又はメールでお知らせします。
66	開札の立会は必須でしょうか。	立会は不要です。
67	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1か月分の写しをご提出いただくことは可能でしょうか。	可能です。
68	見積書記載の日付をご指示願えますか。	見積書に記載する日付は、見積書発送日を記載してください。
69	自家発補給電力のご契約はございますか。	該当する契約及び施設はありません。
70	ご提示いただいた入札書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。弊社としては季節別プランで応札希望ですがよろしいでしょうか。	電力売買契約書(案)第4条に定められた各種単価の構成を変えることはできません。一方で、例えば、ピーク単価、夏季昼間単価及び夏季夜間単価を 20.00 円/kWh、その他季昼間単価及びその他季夜間単価を 18.00 円/kWh として見積もるなど各種単価に対する見積単価の設定次第では、使用電力量料金を算定する際に使用電力量に乗じる数値が時間帯によらず季節（夏季かその他季であるか）のみで変化する契約とすることが可能です。なお、請求書は「夏季・その他季」としていただいても問題ありません。
71	見積書には押印等は不要でしょうか。	押印は不要です。その他必要な事項は記載してください。

72	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWeb上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、Webからのダウンロードにて可能となります。 ※この場合において別途請求の内訳書面の送付は発生しますでしょうか。	Web上から請求書をダウンロードし印刷することは可能です。ただし請求書には、契約書に押印した印と同じ印の押印が必要です（電子印でもかまいません。）。また、検針結果は仕様書14のとおり対応いただければ構いません。なお、本市の債権者登録番号を有している方が本市の指定する請求書で請求する場合は、押印が不要となります。
73	※燃料費等調整について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能ですでしょうか。 ・その場合、契約締結に至った際には契約書は弊社様式でのご対応は可能ですでしょうか。	燃料調整を行わないプランでの契約はできません。
74	契約に至った場合は、現行（入札時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇、〇円）を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	仕様書10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとします。

75	計量日は毎月1日でしょうか。	現在の検針日（計量日）は毎月1日となっています。
76	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	そのような予定はありません。
77	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	現在の供給者はエフビットコミュニケーションズ株式会社となります。
78	現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。	現在の契約電力は、3,100kWです。
79	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	契約書（案）第18条に規定する場合及び契約書に定めのない事項等がある場合は協議に応じます。
80	【契約書（案）】 第6条（権利義務の譲渡） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	ご提示いただいた文言の追記はできません。
81	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、見積書の日付のご指定（例：作成日）等はございますか。	書類の日付は作成日又は提出日を記載してください。また、見積書に記載する日付は、見積書発送日を記載してください。
82	自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと見積参加できないでしょうか。	該当する契約及び施設はありません。

83	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	現在の契約電力は、仕様書と同じ3,100kWです。
84	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	現在の契約電力は、3,100kWです。直近12か月分の最大需要電力は、仕様書別紙をご確認ください。
85	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	現在の契約電力は、3,100kWです。契約期間満了までの間に契約電力を変更する予定はありません。最大需給電力が本線契約電力を超えた場合、発注者と受注者の協議のうえ契約電力を変更することとします。
86	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	構いません。
87	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	構いません。
88	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始は令和7年10月1日0時00分からで、検針日（計量日）と同日となります。

89	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	現在の検針日（計量日）は毎月1日となっています。また、契約後の計量日（検針日）は、仕様書6のとおり毎月1日となります。
90	1 地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。 ①分割請求書の発行対応は必須でしょうか。 ②分割数をご教示ください。 ③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となりますがご了承いただけますでしょうか。 ④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきますがご了承いただけますでしょうか。	分割した請求書は不要です。
91	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）	1枚の請求書に対し、複数から支払われることはありません。
92	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 （基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定方法は、仕様書に記載している算定方法と結果が同じであれば問題ありません。
93	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針機能付きの電力量計が設置されています。
94	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書（案）第18条に規定する場合及び契約書に定めのない事項等がある場合は協議に応じます。

95	弊社が契約業者となった場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	仕様書 10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとします。
96	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、見積時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	仕様書 10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとします。
97	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	契約は、公告の契約書及び仕様書に基づいたものとなります。
98	契約業者が決定するのは見積結果通知の8月28日となりますでしょうか。それとも見積書を提出期限から数日以内には決定するのでしょうか。	契約相手方は、見積書提出期限の令和7年8月14日から見積結果通知日の令和7年8月28日までの間に決定します。
99	見積金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定方法は、仕様書に記載している算定方法と結果が同じであれば問題ありません。
100	燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については見積金額算定時には考慮しない認識で間違いないでしょうか。	間違いありません。
101	仕様書14の(3)について、(1)の①②の情報がWEB上のお客様マイページで確認可能であれば問題ないでしょうか。 ①の情報について弊社のお客様マイページでは、ダウンロード可能なファイルがPDFのみとなりますがご了承いただけますでしょうか。	Web 上から確認及びダウンロードが可能であれば構いませんが、仕様書 14(1)のとおり、エクセル形式又は CSV 形式の電子データを提供してください。
102	契約書案第4条の基本料金単価及び見積書の基本料金単価について1と2があるのはどういった理由でしょうか。	仕様書 9 のとおり、基本料金単価 1 は、使用電力量が 0 kWh を超える月の単価であり、基本料金単価 2 は、使用電力量が 0 kWh の月の単価です。